

平成30年度環境の森センター・きづがわの維持管理状況

集計時点：平成30年10月31日

作成時点：平成30年11月25日

1 持ち込まれた一般廃棄物の数量（各月）

	種類	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
家庭系		t						985.26	1,382.03						2,367.29
木津川市域	可燃ごみ	t						723.10	888.97						1,612.07
精華町域	可燃ごみ	t						262.16	493.06						755.22
事業系	可燃ごみ	t						323.75	645.08						968.83
合計		t						1,309.01	2,027.11						3,336.12

(注) 供用開始日（平成30年9月13日）以降の数値を記載

2 焼却処分した一般廃棄物の数量（各月）

	種類	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1号炉	可燃ごみ	t						0.00	1,167.51						1,167.51
2号炉	可燃ごみ	t						653.29	684.93						1,338.22
合計		t						653.29	1,852.44						2,505.73

(注) 供用開始日（平成30年9月13日）以降の数値を記載

3 環境の森センター・きづがわに常設の測定機器による連続測定結果（各月）

項目	単位	法令基準	焼却炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
焼却炉内で測定した燃焼ガス温度	℃	800以上	1号炉						—	905					
			2号炉						899	875					
集じん機入口で測定したガス温度	℃	概ね200以下	1号炉						—	166					
			2号炉						163	166					
煙突採取口で測定した排ガス中の一酸化炭素濃度	ppm	100以下	1号炉						—	3					
			2号炉						4	2					

(注) 供用開始日（平成30年9月13日）以降の稼働日の平均値を記載

4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5第1項第二号カに規定する排ガス中のダイオキシン類濃度等、及び大気汚染防止法施行規則第16条の12第1号ロに規定する排ガス中の水銀濃度

項目	単位	法令基準	焼却炉	排ガスを採取した年月日	8月予定	排ガスを採取した年月日	2月予定
				測定結果が得られた年		測定結果が得られた年	
ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	5以下	1号炉				
			2号炉				
硫黄酸化物	ppm	4600以下	1号炉				
			2号炉				
ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.15以下	1号炉				
			2号炉				
塩化水素	mg/m <sup>3</sup> N	430以下	1号炉				
			2号炉				
窒素酸化物	ppm	250以下	1号炉				
			2号炉				
水銀	μg/m <sup>3</sup> N	50以下	1号炉				
			2号炉				

(注) 1 硫黄酸化物の法規制値は「K値17」と定められています。本表では、K値をppmに換算して記載しています。

2 いずれの項目も煙突採取口にて、排ガスを採取しています。

(参考) 環境の森センター・きづがわの試運転(平成30年5月7日~9月12日)における維持管理状況

集計時点:平成30年 9月30日

作成時点:平成30年10月19日

1 持ち込まれた一般廃棄物の数量(各月)

	種類	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
家庭系		t		1,304.98	1,416.13	1,481.77	1,446.83	627.34							6,277.05
木津川市域	可燃ごみ	t		889.95	973.23	1,012.70	1,009.83	435.50							4,321.21
精華町域	可燃ごみ	t		415.03	442.90	469.07	437.00	191.84							1,955.84
事業系	可燃ごみ	t		331.43	420.73	606.54	609.02	195.66							2,163.38
合計		t		1,636.41	1,836.86	2,088.31	2,055.85	823.00							8,440.43

(注) ごみを受け入れた試運転期間中(平成30年5月7日から9月12日まで)の数値を記載

2 焼却処分した一般廃棄物の数量(各月)

	種類	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1号炉	可燃ごみ	t		646.13	864.38	962.27	989.70	208.84							3,671.32
2号炉	可燃ごみ	t		398.94	898.27	798.01	1,008.05	517.82							3,621.09
合計		t		1,045.07	1,762.65	1,760.28	1,997.75	726.66							7,292.41

(注) ごみを受け入れた試運転期間中(平成30年5月7日から9月12日まで)の数値を記載

3 性能試験における排ガス中のダイオキシン類濃度等の測定結果

項目	単位	法令基準	焼却炉	1回目	2回目
ダイオキシン類	ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	5以下	1号炉	0.00092	0.00088
			2号炉	0.0017	0.0013
煙突採取口で測定した排ガス中の一酸化炭素濃度	ppm	4600以下	1号炉	10	10
			2号炉	16	16
ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.15以下	1号炉	<0.0009	<0.0009
			2号炉	<0.0009	<0.0009
塩化水素	mg/m <sup>3</sup> N	430以下	1号炉	25	32
			2号炉	33	35
窒素酸化物	ppm	250以下	1号炉	30	30
			2号炉	37	34
水銀	μg/m <sup>3</sup> N	50以下	1号炉	0.00000018	0.00000016
			2号炉	0.00000017	0.00000010
一酸化炭素	ppm	100以下	1号炉	<5	<5
			2号炉	<5	<5

(注) 1 硫黄酸化物の法規制値は「K値17」と定められています。本表では、K値をppmに換算して記載しています。

2 排ガスを採取した日について、1号炉は平成30年8月1日、2号炉は平成30年8月2日です。

3 いずれの項目も煙突採取口にて、排ガスを採取しています。